

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、継続的に企業価値を向上させながら、ステークホルダーと良好な関係を築いていくために、コーポレート・ガバナンスの確立が不可欠なものとして認識しております。

具体的には、当社の経営を負託された取締役が職責に基づいて適切な経営判断を行うこと、実効性ある内部統制システムを構築すること、監査等委員会による経営の監督機能を発揮すること、ならびに説明責任を果たすべく適時適切な情報開示を行うことが重要であると考えております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

当社は、コーポレートガバナンス・コードにおける基本原則をすべて実施しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率

10%未満

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
林 隆弘	1,237,100	37.10
高橋 知裕	1,237,100	37.10
MICアジアテクノロジー投資事業有限責任組合	283,100	8.49
ビッグロブ株式会社	100,000	2.99
株式会社バンダイナムコエンターテインメント	44,169	1.32
株式会社ハーツユナイテッドグループ	44,169	1.32
株式会社コーエーテクモゲームス	44,169	1.32
ネットマーブルジャパン株式会社	44,100	1.32
株式会社竹中工務店	40,783	1.22
片山 晃	33,769	1.01

支配株主(親会社を除く)の有無

親会社の有無

なし

補足説明 更新

(注)1. 平成30年5月7日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書の変更報告書において、MICアジアテクノロジー投資事業有限責任組合が平成30年4月26日現在で株券等保有割合が1%以上減少した旨が記載されているものの、当社として当事業年度末現在における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。

なお、その大量保有報告書の変更報告書の内容は次のとおりであります。

大量保有者 モバイル・インターネットキャピタル株式会社

住所 東京都港区赤坂1-11-28 M-city赤坂1丁目ビル8階

保有株券等の数 株式 214,700株

株券等保有割合 6.44%

(注)2. 株式会社ハーツユナイテッドグループは、平成30年7月1日付で株式会社デジタルハーツホールディングスに商号変更しております。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分

東京 マザーズ

決算期

4月

業種	情報・通信業
直前事業年度末における(連結)従業員数	100人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査等委員会設置会社
------	------------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	11名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	6名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	3名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()													
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k			
井上 智宏	公認会計士														
上山 亨	他の会社の出身者														
飯田 耕一郎	他の会社の出身者														

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、 「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、 「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びiのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2)

氏名	監査等委員	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
井上 智宏			当社は、井上智宏氏が代表を務めていた株式会社ベンチャーインクとの間で、平成26年4月期において、単発的な少額の取引がありました。なお、当社監査役(現 監査等委員である取締役)就任以降は株式会社ベンチャーインクとの間に取引はなく、今後も取引を行う予定はないため、一般株主との間に利益相反が生じるおそれはないと考えております。	公認会計士及び税理士として高度な人格と会計税務に関する専門的な知識を有しており、当社経営の重要事項の決定及び業務執行の監督について十分な役割を果たすことを期待して社外取締役に選任しております。 なお、一般株主に利益相反が生じる恐れがない事等の独立役員の構成要件を鑑み、当社独立役員として指定しております。

上山 亨		上山亨氏は、過去に当社の取引先であった野村證券株式会社の業務執行者(従業員)でありましたが、平成29年9月に退職しています。また、退職後は特に関係を有しておらず、一般株主との間に利益相反が生じるおそれはないと考えております。	証券会社における勤務経験があり、経営と金融等に関する幅広い見識を有しており、客観的な視点から当社事業及び経営の監督をいただけるものと考え社外取締役役に選任しております。 なお、一般株主に利益相反が生じる恐れがない事等の独立役員構成要件を鑑み、当社独立役員として指定しております。
飯田 耕一郎		当社は、飯田耕一郎氏が在籍する森・濱田松本法律事務所との間で法律顧問契約を締結しておりますが、飯田耕一郎氏は、過去に当社の顧問として法律業務を取扱ったことはなく、また今後も取扱う予定はありません。また、当社が同事務所へ支払っている顧問料は、同事務所にとって当社への経済的依存度が生じるほどに多額ではなく、多額の金銭その他の財産には該当しないと判断しております。したがって、同事務所との間の法律顧問契約は同氏の独立性に何ら影響を及ぼすものではなく、一般株主との間に利益相反が生じるおそれはないと考えております。	弁護士として高度な人格と専門的な知識を有しており、企業法務に関して長期に渡り経験を有しております。当社経営の重要事項の決定及び業務執行の監督について十分な役割を果たすことを期待して社外取締役役に選任しております。

【監査等委員会】

委員構成及び議長の属性

	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	委員長(議長)
監査等委員会	3	1	0	3	社外取締役
監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の有無	なし				

現在の体制を採用している理由

当社には、専属で監査等委員の職務を補助すべき使用人はおりませんが、必要に応じて経営企画部にて監査等委員の職務補助を行います。なお、独立性確保のため、当該使用人による監査等委員会の職務の補助については業務執行取締役の指揮命令権は及びません。

監査等委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況

内部統制機能を有効に機能させるために、監査等委員による監査、内部監査、監査法人による監査の連携を高めるとともに、それぞれが独立した立場から、内部統制に係る整備状況を継続的に検証していくことが必要と考えております。このことから定期的に関係者が集まり、積極的な情報交換を行うことで内部統制の有効性の確保につとめております。

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし
----------------------------	----

【独立役員関係】

独立役員の数	2名
--------	----

その他独立役員に関する事項

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	ストックオプション制度の導入
---------------------------	----------------

該当項目に関する補足説明

当社は、業績向上に対する意欲や士気向上を目的にストックオプションを導入しております。

ストックオプションの付与対象者

社内取締役、従業員

該当項目に関する補足説明

取締役、従業員の業務に対する意欲や士気を高めることを目的としております。

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため、報酬の個別開示は実施しておりません。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

役員報酬については、株主総会で取締役(監査等委員である取締役を除く。)及び監査等委員である取締役それぞれの報酬等の限度額を決定しております。なお、各取締役の報酬額は、取締役(監査等委員である取締役を除く。)については取締役会の決議により、監査等委員である取締役については監査等委員会の決議により決定しております。

【社外取締役のサポート体制】

社外取締役のサポート体制は、経営企画部を中心に行っております。取締役会の資料については、取締役会の開催の前に先立ち、必要に応じ資料の事前提供や説明を行っております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

取締役会

当社の取締役会は提出日現在、取締役6名(うち監査等委員である取締役3名)で構成されております。取締役会は、効率的かつ迅速な意思決定を行えるよう、定時取締役会を毎月1回開催するほか必要に応じて臨時取締役会を開催しております。取締役会は、定款および法令に則り、経営の意思決定機関および監督機関として機能しております。

監査等委員会

当社の監査等委員会は、監査等委員である取締役3名で構成され、うち1名が常勤監査等委員であります。全て社外取締役であり、公認会計士および弁護士をそれぞれ1名含んでおります。

監査等委員である取締役は取締役会に出席し、取締役の職務執行について適宜意見を述べております。監査等委員である取締役は、監査計画に基づき監査を実施し、監査等委員会を毎月1回開催するほか必要に応じて臨時に監査等委員会を開催しております。また、内部監査担当者および会計監査人と定期的に会合を開催することにより、監査に必要な情報の共有化を図っております。

内部監査

開発部・経営企画部の2部門が存在しますが、自己監査防止のため、それぞれの部門長が一方の部門を監査する相互牽制体制を構築しております。

内部監査は内部監査規程に基づき、社内各部門の業務活動および諸制度の運用状況について、経営目的に照らした監査を行い、経営方針・関連法令・諸規程・その他業務の諸制度・諸基準への準拠性と、業務の諸活動・管理の妥当性・効率性を検証・評価し、指導・助言・勧告を通して業務の改善・経営の効率化を図り、当会社の健全な発展に寄与する事を目的として実施しております。

会計監査人

有限責任監査法人トーマツと監査契約を締結し、定期的な監査以外にも、必要に応じ会計上の各課題について協議を行うなど、適切な会計処理に努めております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社が属する業界はまだ成長途上にあり、他社との競争も激しいため、経営戦略を迅速に実行していく必要がある一方で、社会的信頼を得るために経営の透明性および健全性の観点から、当該企業統治の体制を採用しております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	早期発送に向けて努めてまいります。
集中日を回避した株主総会の設定	4月決算のため、株主総会の集中は回避されております。
電磁的方法による議決権の行使	今後、検討すべき事項として考えております。
議決権電子行使プラットフォームへの参加 その他機関投資家の議決権行使環境 向上に向けた取組み	今後、検討すべき事項として考えております。
招集通知(要約)の英文での提供	今後、検討すべき事項として考えております。

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者 自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	今後、検討すべき事項として考えております。	
個人投資家向けに定期的説明会を開催	積極的な開催を目指しております。	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	積極的な開催を目指しております。	あり
海外投資家向けに定期的説明会を開催	今後、検討すべき事項として考えております。	あり
IR資料のホームページ掲載	当社のコーポレートサイト内にIRページを作成の上、決算情報及び適時会資料等を掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	当社のIR活動は経営企画部が担当しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

実施していません。

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、企業経営の透明性及び公平性を担保するため、取締役会決議により内部統制に関する基本方針および各種規程を制定し、内部統制システムを構築し、運用の徹底を図っております。また、内部統制システムが有効に機能していることを確認するため、内部監査担当者による内部監査を実施しております。

当社では、会社法および会社法施行規則に基づき、以下のような業務の適正性を確保するための体制整備の基本方針として、内部統制システム整備の基本方針を定めております。

「内部統制システム構築の基本方針」に定めた体制は以下の通りです。

1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
5. 監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項並びにその取締役及び使用人の他の取締役(監査等委員である取締役を除く。)からの独立性に関する事項
6. 監査等委員会がその職務を補助すべき取締役及び使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
7. 取締役及び使用人等が、監査等委員に報告するための体制及び当該報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
8. 監査等委員の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項
9. その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、内部統制システム構築の基本方針において、反社会的勢力及び団体とは一切関係を持たないことを謳っており、現在までに反社会的勢力との関係は一切ありません。また「反社会的勢力対策規程」において、「当社は、いかなる場合においても、反社会的勢力に対し、金銭その他の経済的利益を提供しない」旨を明記しております。

この方針の下、当社では、反社会的勢力による経営活動への関与の防止や当該勢力による被害を防止するために、取引先に対しては取引の開始前においてインターネット検索や記事検索、面談または訪問による反社チェックを行い、また既存取引先との継続取引においては毎年1回、取引先が反社会的勢力と関係を有していないことをインターネットや記事検索による調査で確認しております。その他、株主に対しては株主となる時点、役員に対しては役員就任時、従業員に対しては新規採用時に、インターネット検索、記事検索(場合により、役員については面談または訪問、従業員については面談も実施)を使った調査を行っております。

上記に加え、経営企画部を中心として対応体制・対応要領を整備するとともに、上記の取引先調査および不当要求があった場合の対応について「反社チェック・不当要求対応マニュアル」として具体的に制定し、運用を行っております。

上記行動基準およびマニュアルを役員・社員へ周知、徹底していくとともに、経営企画部所管のもと顧問弁護士、警察等の外部専門機関とも連携をし、今後継続して社員の教育・啓発を実施することで、反社会的勢力排除に向けてさらなる社内体制の整備・強化を図っていく方針であります。

その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

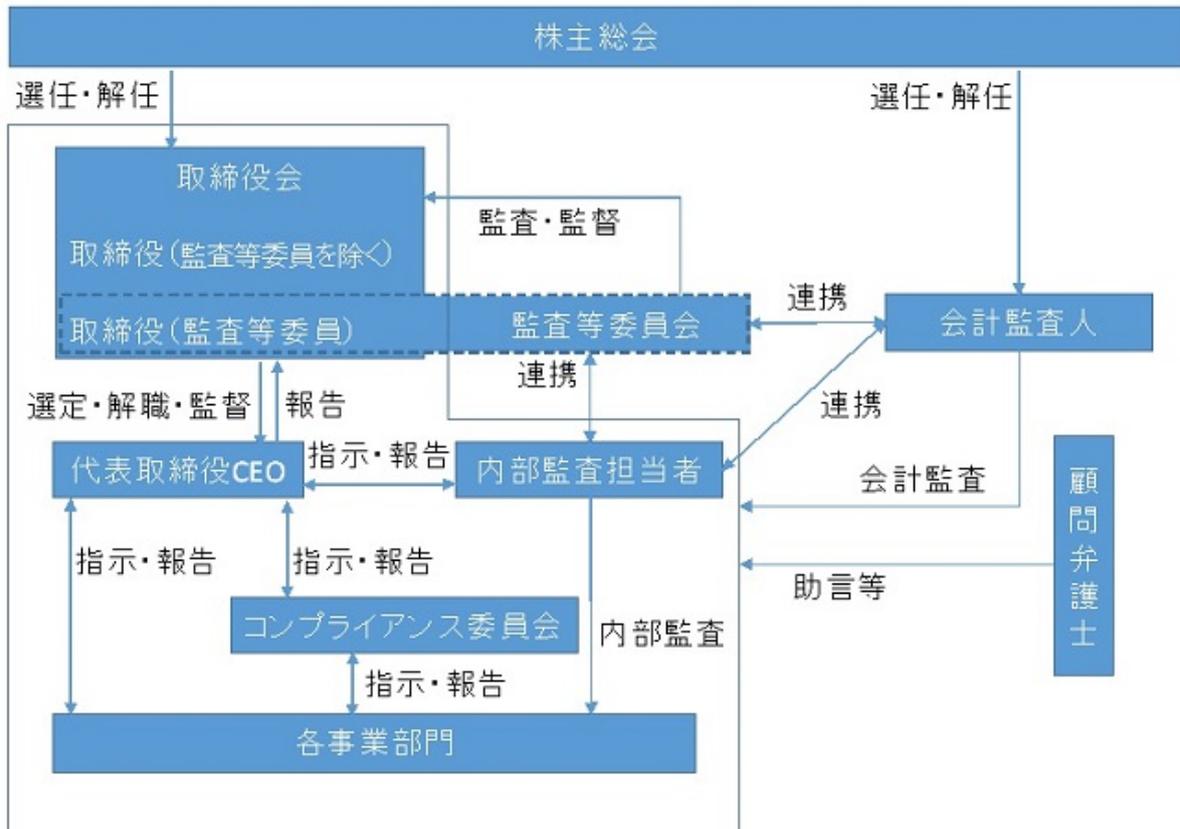
該当項目に関する補足説明

現状、買収防衛策導入の予定はありませんが、今後検討を要する課題となることも考えられます。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

当社のコーポレート・ガバナンス体制及び適時開示手続きに関するフローの模式図を参考資料として添付しております。

【コーポレート・ガバナンス体制】



【適時開示体制の概要】

